

## 告示

### 埼玉県告示第九百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅高架下店舗

埼玉県草加市氷川町千九百七十外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四六〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四六〇台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一一八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一一八立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヴィ・ド・フランス 午前七時から午後九時

その他の小売業者 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社ヴィ・ド・フランス 午前七時から午後九時

株式会社セブン・イレブン・ジャパン 午前零時から翌午前零時

その他の小売業者 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前零時から翌午前零時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）No.A 荷さばきスペース 午前零時から翌午前零時

No.B 荷さばきスペース 午後八時から午後九時三十分

（変更後）No.A 荷さばきスペース 午前零時から翌午前零時

No.B 荷さばきスペース 午前六時から午後十時

#### ハ 変更年月日

平成三十一年四月三十日外

二 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課